

議案第97号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 〔略〕 2 この条例において「特定個人情報」とは、 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 3 この条例において「個人番号利用事務実施者」とは、法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 4 この条例において「情報提供ネットワークシステム」とは、法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 〔5・6 略〕 別表第2（第3条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	(定義) 第2条 〔同左〕 2 この条例において「特定個人情報」とは、 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 3 この条例において「個人番号利用事務実施者」とは、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 4 この条例において「情報提供ネットワークシステム」とは、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 〔5・6 同左〕 別表第2（第3条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
[同左]			
16	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[同左]			
20の2	市長	<u>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</u> であって市規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、 <u>身体障害者手帳等関係情報</u> 、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[同左]			

[別表第2 別紙2]

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
[略]			
16	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する情報</u> 又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[略]			
20の2	市長	<u>子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付</u> 、 <u>子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</u> であって市規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、 <u>身体障害者手帳等関係情報</u> 、 <u>母子保健法による妊娠の届出若しくは母子健康手帳の交付に関する情報</u> 、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[略]			

令和7年2月28日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。